

2024年5月23日

【DPO協会様 第26回個人情報保護セミナー】
個人情報保護法の最近の執行事例と
3年ごと見直しの注目点について

弁護士
今村 敏

satoshi.imamura@ikedasomeya.com

IKEDA & SOMEYA

COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

www.ikedasomeya.com

今村 敏 | Satoshi Imamura



今村 敏
弁護士

総務省総合通信基盤局では、個人情報・通信の秘密やプライバシーに係る情報の保護などに関する法解釈や政策などを担当しました。とくに、オンラインサービスやプラットフォームをはじめとするIT・テレコム分野の案件に、行政当局の視点を活かしたアドバイスを提供します。

昨今注目されるデータ利活用についても、GDPRをはじめとする国内外のパーソナルデータ法制の知見に、当事務所の競争法・消費者関連法の専門性を融合させ、ご依頼者様のビジネスの発展を総合的にサポートします。

経歴

1986年生まれ 大阪府枚方市出身

2010年

京都大学工学部卒業

2013年

大阪大学大学院高等司法研究科修了

2016年

弁護士登録

2016年

大阪大学知的財産センター 特任研究員
(～2017年)

2017年

同 特任助教 (～2017年)

2017年

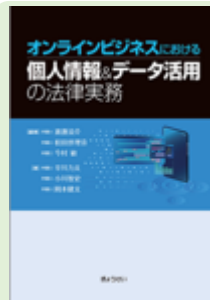
総務省総合通信基盤局 (～2020年)

2021年

池田・染谷法律事務所 参画

主な取扱分野：

情報法（個人情報法・通信の秘密・プライバシー）／電気通信事業法
消費者関連法（景品表示法等）
独占禁止法／競争法



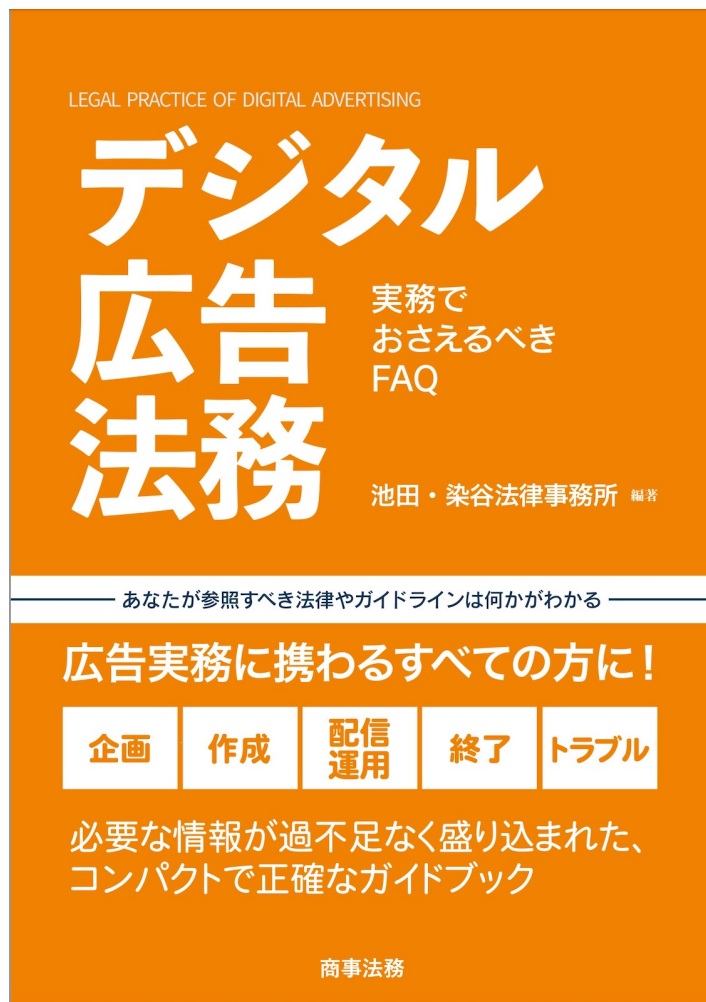
「オンラインビジネスにおける個人情報&データ活用の法律実務」（共編著）
([ぎょうせい](#))



「デジタルプラットフォームの法律問題と実務」（共編著）([青林書院](#))

TEL. 050-1745-7435 | E-MAIL. satoshi.imamura@ikedasomeya.com

【池田・染谷法律事務所】新書籍出版のお知らせ



全ての広告担当者必読の実務解説本が登場しました！

- 広告実務では、景表法や特商法の広告規制のみならず、情報法、競争法、知的財産法への対応も必要
- 本書では、デジタル広告を中心に、広告実務の各局面ごとに関係する法令を整理し留意すべき点をわかりやすく解説
- もちろん、ステルスマーケティング、アフィリエイト、プラットフォーム、パーソナライズド・プライシングといった最新の論点も網羅

購入サイト：株式会社商事法務

https://www.shojihomu.co.jp/publishing/details?publish_id=5429&cd=3100&state=new_and_already

個人情報保護法の最近の執行事例と 3年ごとに見直しの注目点について

1. 最近の執行事例

2. いわゆる3年ごとに見直しの議論

※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

1. 最近の執行事例

1.1 執行事例が法改正に与える影響

1.2 最近の執行事例のトレンド等の紹介

2. いわゆる3年ごと見直しの議論

※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

最近の執行等の動向

【最近の公表レベルの執行事例】

- LINEヤフーに対する**勧告等**（サプライチェーンが侵入経路となった不正アクセスによる漏えい、**安全管理措置**）
- エムケイシステムに対する**指導**（SssSサービスにおける不正アクセスによる漏えい、**安全管理措置**）
- 四谷大塚に対する**指導**（従業員の持ち出しによる漏えい、**安全管理措置**）
- 長野県教育委員会に対する**指導**（不正アクセスによる漏えい、**安全管理措置**）
- NTTドコモ等に対する**指導**（委託先派遣社員の持ち出しによる漏えい、**安全管理措置**）
- NTTマーケティングアクトProCX、NTTビジネスソリューションに対する**勧告等**（委託先従業員の持ち出しによる漏えい、**安全管理措置**）

【個人情報保護委員会の動き】

対応事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報告徴収	357	357	407	176
立入検査	40	4	30	26
指導及び助言	131	198	217	115
勧告	5	0	3	1
命令	0	2	1	1

炎上事案が当局対応（法改正等）に与える影響

実際にあった事例

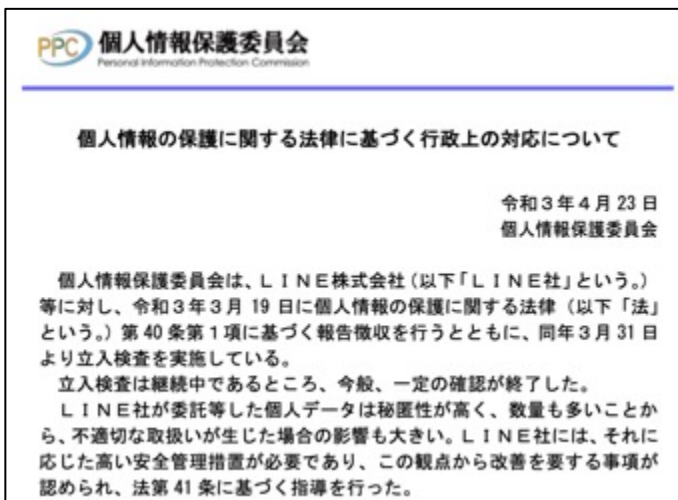
- JR東Suica問題→**炎上**
- リクルート問題→**勧告・行政指導**
- LINE問題→**行政指導**
- 「駅の防犯対策、顔認識カメラで登録者を検知…出所者の一部も対象に」(読売新聞)
→**炎上？**

平成27年個人情報保護法の改正

令和2年個人情報保護法の改正

令和4年電気通信事業法の改正

有識者検討会→今回の改正事項？



※ 個人情報保護委員会HPより抜粋引用



※ 読売新聞オンライン（2021/09/21）より引用

1. 最近の執行事例

1.1 執行事例が法改正に与える影響

1.2 最近の執行事例のトレンド等の紹介

2. いわゆる3年ごと見直しの議論

※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

安全管理措置（漏えいしないために）

事例の紹介をする前に少しでも基本の確認。

個人情報取得する場合

①取得・利用に関するルール（省略）

→プライバシーポリシー等の作成、同意の取り方など

②保管・管理に関するルール

→漏えいさせないために何をしなければならないか



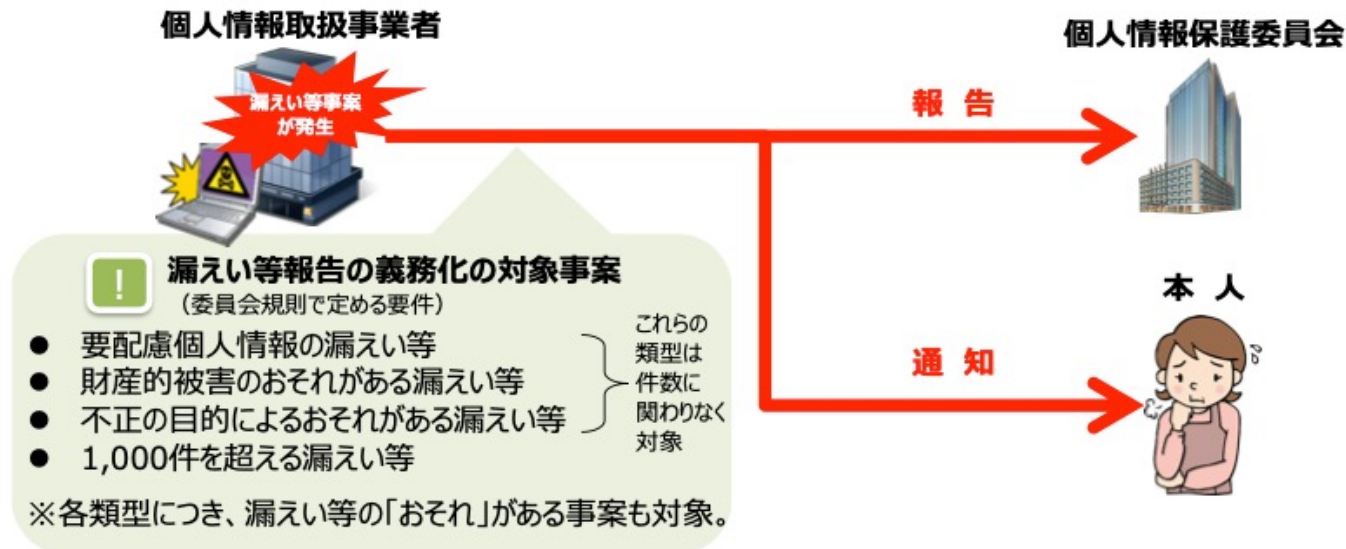
安全管理措置

中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査(5/16-6/28)

(参考) 事業者が守るべきルール ー保管・管理

【個人データを保管・管理するとき】

- ・正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める(法第22条)。
- ・漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講ずる(法第23条)。
- ・従業者に対して、必要かつ適切な監督を行う(法第24条)。
- ・委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う(法第25条)。
- ・委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、個人情報保護委員会に対して報告を行う(法第26条①)。
- ・委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、本人への通知を行う(法第26条②)。



(参考) 安全管理措置

組織的安全管理措置

あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない、個人データの取扱状況を確認するための手段を整備しなければなりません。また、定期的な点検及び他部署や外部主体による監査を適切に行い、個人データの取扱状況を把握するとともに、把握した取扱状況に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければなりません。

技術的安全管理措置

情報システムを使用して個人データを取り扱う場合、外部からの不正アクセスのみならず、内部からの不正な持出し等の防止も含めた情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するため、技術的安全管理措置を適切に講じなければなりません。例えば、ユーザーIDに付与するアクセス権により情報システムを使用できる従業員を限定する、ログ等の定期的な分析を行う等の措置を講じることが考えられます。

物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止等の措置を講じなければなりません。例えば、USBメモリ等の記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続を制限する等の措置を講じることなどがあります。

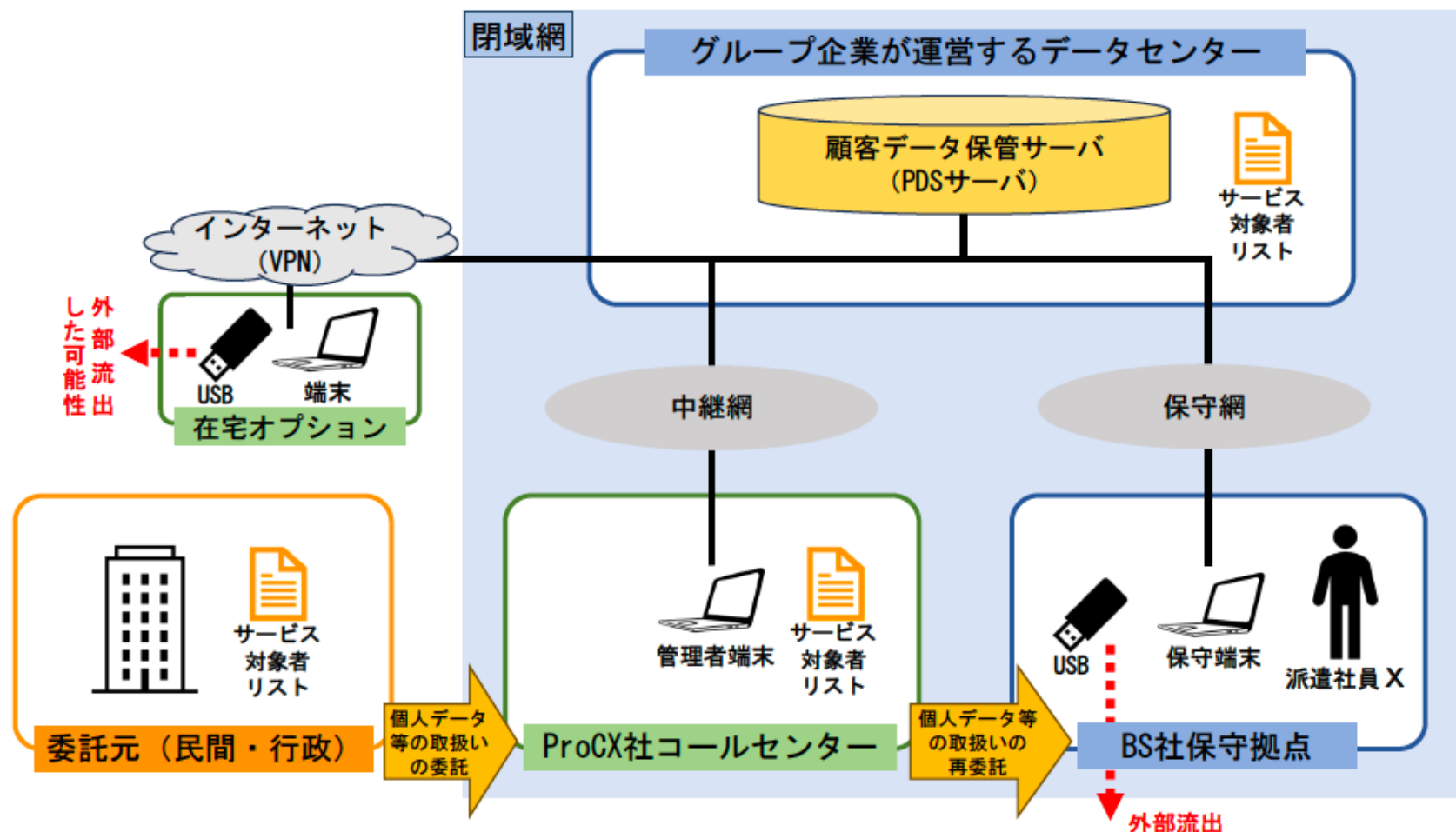
人的安全管理措置

従業員に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を行わなければなりません。加えて、法第24条に基づき従業員に対する監督を行わなければなりません。

外的環境の把握

外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報保護法性を把握した上で、安全管理措置体制を講じなければなりません。

委託先監督・従業員・派遣従業員の持ち出し事案①



※サービス対象者リストは、管理者端末から顧客データ保管サーバにアップロードして格納される。

委託先監督・従業員・派遣従業員の持ち出し事案②

【事案の概要】

多数の民間事業者及び地方公共団体等から委託を受け株式会社NTTマーケティングアクトProCXが行っていたコールセンター事業に関し、コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を同社から委託されたNTTビジネスソリューションズ株式会社に所属し、システム保守運用業務に従事していた者が、委託元の顧客又は住民等に関する個人データ等合計約 928 万人分を不正に持ち出したことにより、漏えいした事案

【対応】

ProCX社に対する勸告

- ✓ 不正な持ち出しが2013年から2023年と長期反復的に行われ、民間事業者30社、独立行政法人1機関及び地方公共団体38団体から委託されたもので、判明しているものだけで約928万人分と多数に影響が及ぶ
- ✓ 2022年に調査の機会があったものの、十分な調査が実施できておらず不正な持ち出しが是正できずまた原因を未だに明らかにできていないなど自社の組織体制が不十分

BS社に対する勸告

- ✓ 過去調査における不適切な調査報告の経緯及び原因を未だに明らかにできておらず、自社の組織体制が不十分

委託元及び流出先等の調査継続

- ✓ 本件委託元におけるProCX社及びBS社に対する個人データ等の取扱いに関する監督について問題点がなかったか、確認が必要
- ✓ Xが本件事案によって持ち出した大量の個人情報売却したとされる名簿業者に対しても、今後も継続して調査し、法第27条第2項の規定に基づく届出を行っている事業者か否かを確認するとともに、不適正に取得した個人データ等の利用状況について確認し、権限行使も含めた必要な対応を検討

(参考) コールセンタ業務における個人データの取扱いに係る安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督に関する留意点に関する注意喚起について

【安全管理措置(法第23条)に関する留意点】

- ✓ 組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を適切に講じる必要がある。
- ✓ GL(通則編)の「10 (別添)講ずべき安全管理措置の内容」及び「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A等を参考に、必要かつ適切な安全管理措置を講じる

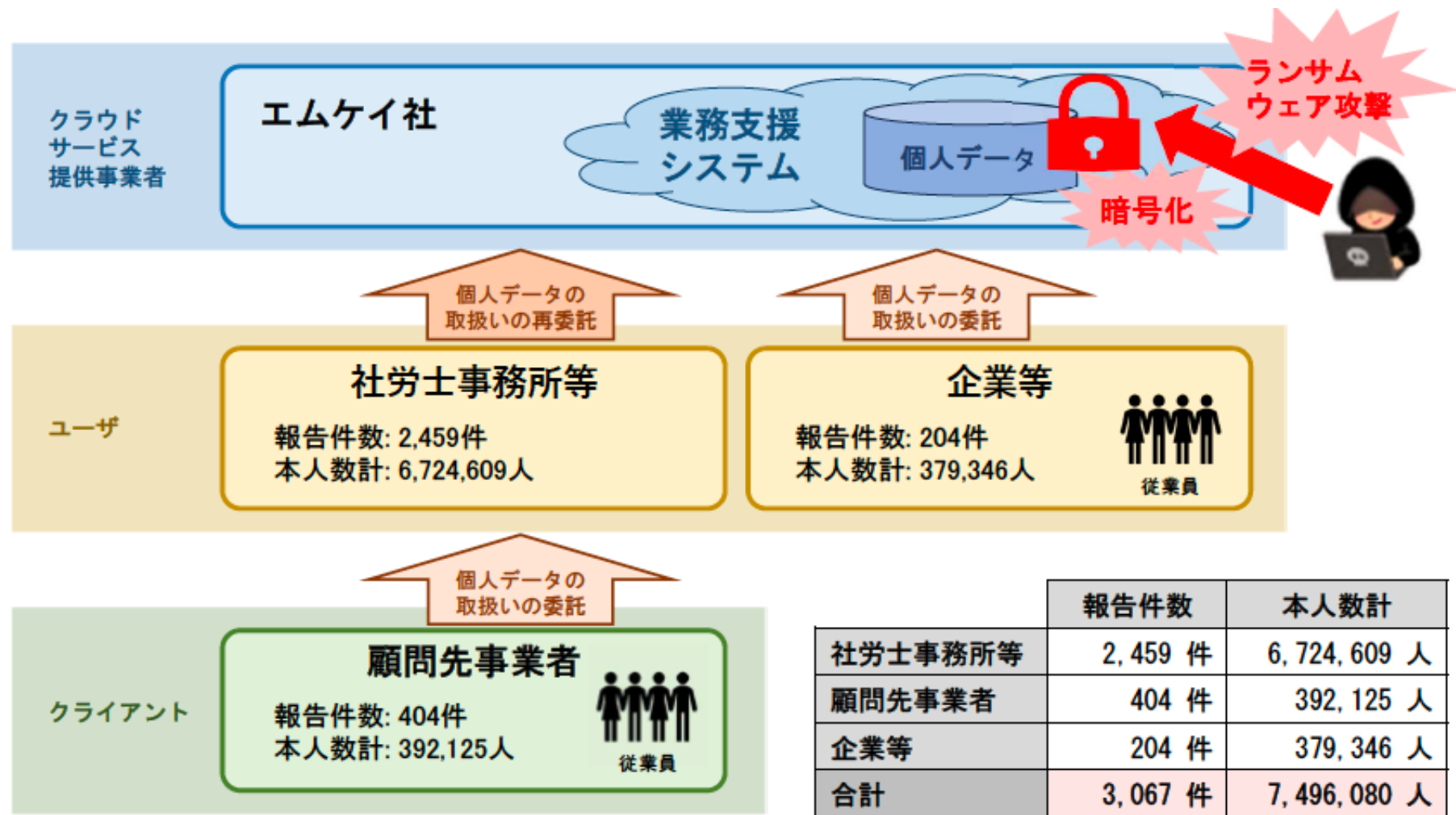
【従業員の監督(法第24条)に関する留意点】

- ✓ コールセンター業務においては、多数の個人データ等を取り扱うことが考えられることから、人的安全管理措置として研修を行うのみならず、日々の業務において、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務が行われているか適切に指揮監督を行うことが必要

【委託先の監督(法第25条)に関する留意点】

- ✓ 法第23条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう監督
- ✓ 個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、委託先の選定、委託契約の締結及び委託先における個人データの取扱状況の把握について、必要かつ適切な措置を講じる
- ✓ 個人データの取扱状況の把握に当たっては、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい

クラウドサービス提供事業者に対する不正アクセス事案①



クラウドサービス提供事業者に対する不正アクセス事案②

【事案の概要】

エムケイ社は、社会保険/人事労務業務支援システムを、社労士の事務所等のユーザに対し、SaaS環境においてサービス提供していたところ、令和5年6月、エムケイ社のサーバが不正アクセスを受け、ランサムウェアにより、本件システム上で管理されていた個人データが暗号化され、漏えい等のおそれが発生した事案。

→いわゆるクラウドの例外(QA7-53)との関係が問題となったが、本件でエムケイ社は「個人データを取り扱っていた」と認定された。

【対応】

エムケイ社に対する指導

- ✓ 本件システムのユーザである社労士事務所や企業等から大量の個人データの取扱いの委託を受けていること及びエムケイ社の安全管理措置の不備

ユーザー及びクライアント

- ✓ 「ユーザ及びクライアントの安全管理措置並びにエムケイ社に対する監督の実施状況は、個々のユーザ及びクライアントによって異なり得るため、実際にエムケイ社による個人データの取扱いがあったユーザ及びクライアントを中心に今後も継続して調査し、権限行使を含めた必要な対応を検討する」

(参考) QA7-53

【Q7-53】

個人情報取扱事業者が、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムに関して、クラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、個人データを第三者に提供したものとして、「本人の同意」(法第 27 条第1項柱書)を得る必要がありますか。または、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託」(法第 27 条第5 項第1号)しているものとして、法第 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する必要がありますか。

【A7-53】

クラウドサービスには多種多様な形態がありますが、クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供(法第27 条第1項)又は委託(法第27 条第5項第1号)に該当するかどうかは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、**クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかが判断の基準**となります。当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、**当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません**。また、上述の場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」(法第27 条第5項第1号)にも該当せず、法第25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務はありません。当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合の個人情報取扱事業者の安全管理措置の考え方については Q7-54 参照。当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。なお、法第28 条との関係についてはQ12-3参照。

(参考) クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点①

【クラウドサービスを利用して個人データを取り扱う場合の留意点】

- ✓ ガイドラインQA7-53により「委託(又は本人の同意が必要な第三者提供)に該当するかどうかは、クラウドサービス提供事業者において、個人データを取り扱うこととなっているのか又は取り扱わないこととなっているのかのいずれであるかが判断の基準」となる。
- ✓ 「「当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該クラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられる」とされる。
- ✓ 今回の事例において、クラウドサービス提供事業者が個人情報取扱事業者に該当すると判断された考慮要素は以下のとおり
 - 利用規約において、クラウドサービス提供事業者が保守、運用上等必要であると判断した場合、データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができると及びシステム上のデータについて、一定の場合を除き、許可なく使用し、又は第三者に開示してはならないこと等が規定され、クラウドサービス提供事業者が、特定の場合にクラウドサービス利用者の個人データを使用等できることとなっていたこと。
 - クラウドサービス提供事業者が保守用ID を保有し、クラウドサービス利用者の個人データにアクセス可能な状態であり、取扱いを防止するための技術的なアクセス制御等の措置が講じられていなかったこと。
 - クラウドサービス利用者と確認書を取り交わした上で、実際にクラウドサービス利用者の個人データを取り扱っていたこと。

(参考) クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点②

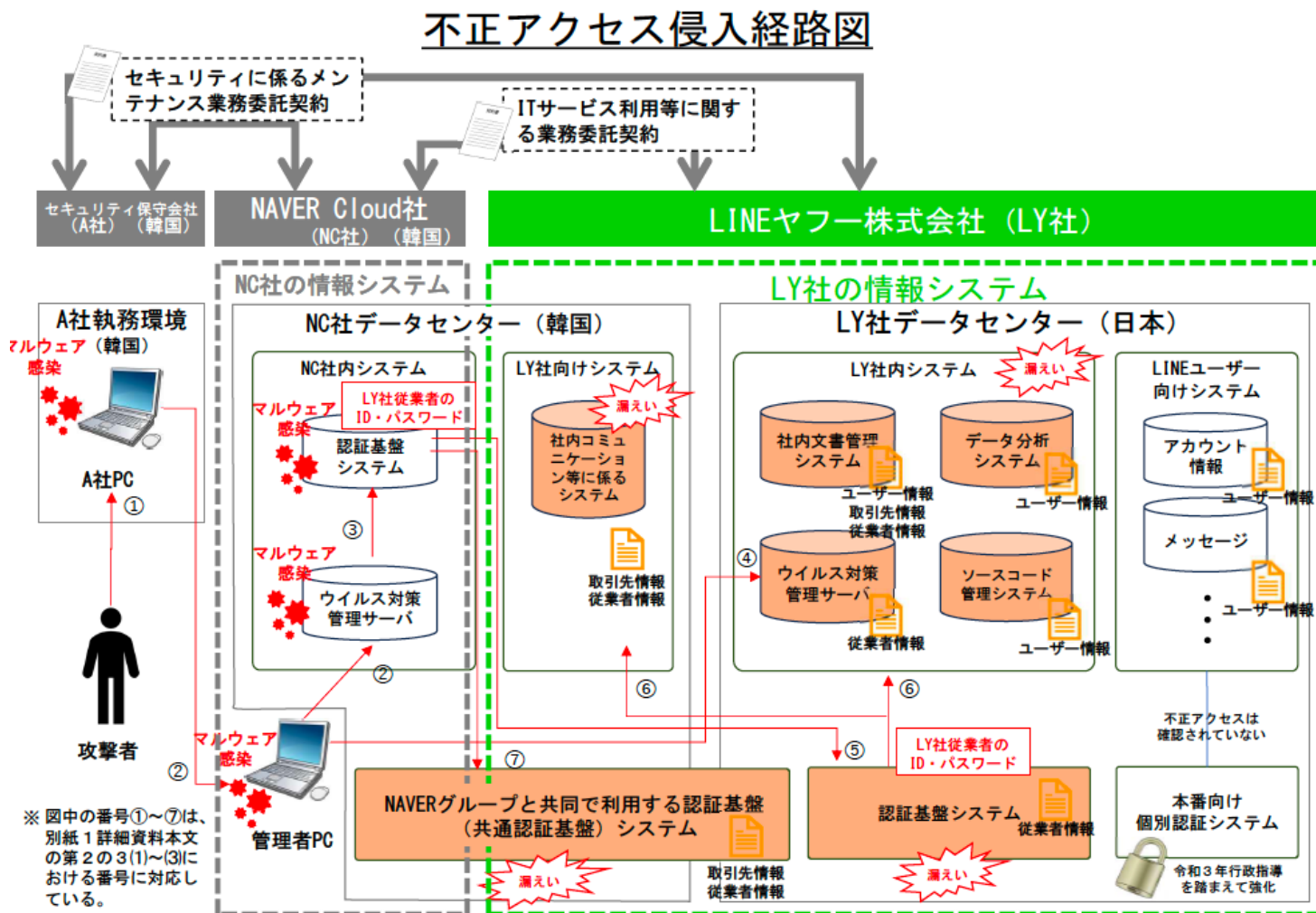
【クラウドサービス利用者による、委託先(クラウドサービス提供事業者)の監督に関する留意点】

- ✓ 個人情報取扱事業者が、クラウドサービス提供事業者に個人データの取扱いを委託する場合には、以下のような点について御留意ください。
 - サービスの機能やサポート体制のみならず、サービスに付随するセキュリティ対策についても十分理解し、確認した上で、クラウドサービス提供事業者及びサービスを選択してください。
 - 個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置(個人データの取扱いに関する役割や責任の分担を含みます。)として合意した内容を、規約や契約等でできるだけ客観的に明確化してください(ガイドラインQ&A5-8参照)。
 - 利用しているサービスに関し、セキュリティ対策を含めた安全管理措置の状況について、例えば、クラウドサービス提供事業者から定期的に報告を受ける等の方法により、確認してください。

【委託先がクラウドサービスを利用している場合の留意点】

- ✓ 「委託先事業者のクラウドサービスの利用によって、当該委託先事業者からクラウドサービス提供事業者に対する「再委託」となっている場合があることを念頭において、法第23条が求める個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置及び法第25条が求める委託先に対する必要かつ適切な監督を行う」

サプライチェーンが侵入経路となった不正アクセス事案①



サプライチェーンが侵入経路となった不正アクセス事案②

【事案の概要】

LY 社の業務委託先の韓国企業の従業者が業務で使用していた PC がマルウェアに感染したことが契機となり、LY 社の情報システムが不正アクセスを受け、コミュニケーションアプリである LINE に関する個人データが漏えい等する事態が発生した事案(事案①)。

LY 社が運営するインターネットオークションサービス「ヤフオク!」の特定の商品 ページ等において、一定のコマンド等の入力を行った場合に、オークション出品者の GUID が表示される仕様となっていたことにより、GUID の第三者への漏えいのおそれが発生した事案(事案②)

【対応】

事案①: LY社に対する**勧告等**

- ✓ 事案の重大性、安全管理措置上の不備(組織的安全管理措置(個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評価・見直し及び改善、漏えい等事案に対応する体制の整備、組織体制の整備)・技術的安全管理措置(アクセス制御))及び令和3年行政指導(※)後に再び本件事案が発生している

事案②: LY社に対する**指導**

- ✓ 技術的安全管理措置の不備は認められるが、すでに再発防止策を策定し、または実施している

※令和3年3月、LY 社の前身である旧 L 社がシステム開発を再委託していた中国の子会社 Shanghai LINE Digital Technology Limited において、LINE ユーザーに関する個人情報に、エンジニア4名が計 35 回のアクセスを行っていた事実関係が認められた。この事案について、個人情報保護委員会は、令和3年4月 23 日、旧 L 社に対し、個人情報保護法 第 41 条(当時)に基づき、委託先における個人データの取扱いに関して自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう適切な監督等を実施するよう指導を行った

(参考) 総務省による連続する指導

【事案の概要】

総務省は、LYに対し、令和6年3月5日付けの「通信の秘密の保護及びサイバーセキュリティの確保の徹底について(指導)」による行政指導を実施し、同年4月1日、同社は再発防止等に向けた取組に関する報告書を提出。

同報告書によれば、一定の応急的な対策については実施済みとのことであるものの、現時点で、安全管理措置及び委託先管理が十分なものとなったとは言い難く、また、親会社等を含むグループ全体でのセキュリティガバナンス体制の構築についても十分な見直しが行われる展望が必ずしも明らかとはいえない状況にあると考えられ、対策・検討を加速化する必要があるものと判断し、総務省は、同年4月16日に再度行政指導を実施した。

【気になる指摘】

「令和6年3月5日付け行政指導においても指摘したとおり、対策を実効性あるものとし、同様のインシデントの再発を確実に防止するためには、委託先から 資本的な支配を相当程度受けている関係の見直しを含め、委託先への適切な管理・監督を機能させるための親会社等を含むグループ全体でのセキュリティガバナンス体制を構築することが求められているにもかかわらず、上記のとおり 4月1日提出の報告書においてはそのための十分な見直しが行われる展望が明らかではない。」

1. 最近の執行事例

2. いわゆる3年ごと見直しの議論

2.1 3年ごと見直しとは

2.2 現在議論されている論点

2.3 今後の影響

※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

個人情報保護法の改正の主な経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など
※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

1988年（昭和63年）行政機関電算機個人情報保護法※ 成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、
プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年）個人情報保護法等※ 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号、独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定
当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）特定個人情報保護委員会 設置

2015年（平成27年）個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年）個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）

2016年（平成28年）行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の
進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年）個人情報保護法 改正※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正 2022年（令和4年）4月全面施行

令和2年改正法

2021年（令和3年）個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年（令和4年）4月一部施行
2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

3

個人情報保護法の制定・改正経緯



- ① 個人情報の定義の明確化
- ② 個人情報等の有用性の確保
- ③ 個人情報の保護の強化
- ④ 個人情報保護委員会の新設
- ⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化
- ⑥ その他改正事項

- ① 個人の権利の在り方
- ② 事業者の守るべき債務の在り方
- ③ 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方
- ④ データ利活用の在り方
- ⑤ ペナルティの在り方
- ⑥ 法の域外適用・越境移転の在り方

影響を与えたプライバシー事案

2013年7月、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」)が、Suicaデータを株式会社日立製作所に提供しようとしたところ、多くの利用者から個人情報保護やプライバシー保護、消費者意識への配慮に欠いた行為であるとの批判や不安視する声

2019年8月、就職情報サイト「リクナビ」で、就職活動生の内定辞退率を本人の十分な同意なしに予測し、契約企業に有償で提供していた。この内定辞退率は、就職活動生がどの企業情報を閲覧したかなどをAIで分析し、予測。予測結果は、選考における合否判定の根拠には使用しないよう約束していたと説明されているが就職活動生に大きな不安。

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

いわゆる3年ごと見直し規定（令和2年改正法）

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

※令和4年4月1日全面施行

附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

今後のスケジュール

【次の改正に向けて】

令和5年	9月27日	改正個人情報保護法の施行状況について①
	10月18日	改正個人情報保護法の施行状況について②
	11月15日	3年ごと見直し規定に基づく検討 ヒアリング（JIPDEC、新経済連盟、日本IT団体連盟、在日米国商工会議所、電子情報技術産業協会（JEITA）、全国商工会連合会、消費者支援機構関西、日本商工会議所、日本インタラクティブ広告協会（JIAA））
令和6年	3月6日	3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方①：生体データの取扱い、代替困難な個人情報取扱い事業者の取扱い、不適正取得・不適正利用、個人関連情報）
	3月22日	3年ごと見直し（実効性のある監視・監督の在り方①：刑事罰、課徴金制度）
	4月10日	3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②：こどもの個人情報等、団体訴訟制度（差止・被害回復））
	4月24日	3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③：オプトアウト届出事業者に係る規律）
	5月15日	3年ごと見直し（データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方：本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方、PIAの制度化等、個人データの取扱いに関する責任者の制度化等、データガバナンス）
	春頃	3年ごと見直し（実効性のある監視・監督の在り方②：漏えい等報告） 中間報告公表予定

【令和2年改正】

平成31年	1月28日	3年ごと見直し（今後の進め方について） ヒアリング等
	4月25日	3年ごと見直し（中間整理（案）） ヒアリング等
令和元年	7月9日	3年ごと見直し（中間整理 意見募集結果）
	11月29日	3年ごと見直し（制度改正大綱（骨子案）について）
	12月13日	3年ごと見直し（制度改正大綱（案）について）
令和2年	2月12日	3年ごと見直し（制度改正大綱 意見募集結果）
	2月26日	3年ごと見直し（改正法律案について）
	3月10日	閣議決定
	6月5日	国会で可決、成立
	6月12日	「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が公布
	6月15日	改正後のロードマップ

1. 最近の執行事例

2. いわゆる3年ごと見直しの議論

2.1 3年ごと見直しとは

2.2 現在議論されている論点

2.3 今後の影響

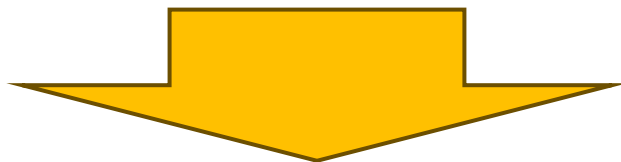
※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

施行状況に係る委員会における主な意見

- 個人情報の取得は、あくまでその目的との関係で必要最小限にとどめるべきではないか。また、「不適正利用の禁止」に関する規律がより実効性ある形になるよう、生成AI、認証技術の普及等、技術発展に伴う社会の変化を踏まえて、その考え方を検討すべき。また、昨今の漏えい等事案における安全管理措置の実情に鑑みて、クラウド例外を認める際の条件付け等を検討すべき。
- 個票データの利活用について、作成の際のスクリーニングやデータにアクセスできる対象者の範囲を含めた検討を行うべき。
- 諸外国の議論の動向も考慮しつつ、子どもの権益の保護の在り方を検討すべき。
- 一般の国民や企業にとってわかりやすい制度設計、リテラシーの醸成に取組みつつ、漏えい等報告のあり方等、委員会としてどのような執行を行っていくべきか、具体的な目標について議論を行うべき。
- 民間規律と公的規律の差分が必要な個人情報の共有を阻害していないか考慮、検討すべき。
- 集団訴訟について、実務的な問題は存在するものの、個人の権益保護のための手段を増やすという観点から検討すべき。
- 権利救済に実効性を持たせるため、直罰の強化や課徴金制度の導入、緊急命令の活用等を検討すべき。また、実体的な権益保護のため、同意の概念を精緻に検討すべき。
- ペナルティの強化については、企業の個人データ利活用を阻害しないよう配慮しつつも、罰則などを引き上げる場合でもその引き上げ幅等については慎重にすべき。
- 漏えい事故の分析等について、関係省庁との協力関係を一層充実させるべき。
- 漏えい等報告の義務化によって判明した日常的な漏えい等の発生状況を分析し、その防止のための効果的な対策を検討すべき。
- 犯罪のための個人情報の悪用や生成AI等、個人情報保護法単独での対応に限界がある事象についても、個人情報の保護を通じた、悪用の抑止や権益の保護の可能性を検討すべき。
- 健康・医療、子ども等の公共性の高い分野において、個人情報の利活用と適切な個人の権利利益の保護のため、関係省庁等との連携の在り方を検討すべき。
- 個人情報取扱事業者の適切な安全管理体制が確保されるよう、自主的な取組を支援すべき。また、企業や自治体の内部コンプライアンス強化に繋がる制度設計を行うべき。
- より広い国際的なデータ流通枠組みの実現や、各枠組みへの関与の在り方を検討すべき。

施行状況に係る委員会における主な意見

委員会における主な意見



1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
2. 実効性のある監督・監視の在り方
3. データ利活用の取り組みに向けた支援等の在り方

・・・各項目を主な検討事項として事業者団体等にヒアリング

(参考) 検討の方向性①

1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

【概要】

- 情報通信技術等の高度化に伴い、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれる一方で、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが広がっている。
- 破産者等情報のインターネット掲載事案や、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」事案等、個人情報不適正に利用される事案も発生している。こうした状況に鑑み、技術的な動向等を十分に踏まえた、実質的な個人の権利利益の保護の在り方を検討する。

【検討の視点（例）】

- ① 技術発展に伴って、多様な場面で個人情報の利活用が進み、その有用性が認められる一方で、こうした技術による個人の権利利益の侵害を防ぐためには、どのような規律を設定すべきか。
- ② 個人情報を取り扱う様々なサービス等が生まれる中、個人の権利利益の保護の観点から、本人の関与の在り方を検討すべきではないか。その際、その年齢及び発達の程度に応じた配慮が必要な子ども等の関与の在り方はどうあるべきか、併せて検討すべきではないか。
- ③ 個人の権利利益保護のための手段を増やし、個々の事案の性質に応じて効果的な救済の在り方を検討すべきではないか。

(参考) 検討の方向性②

2. 実効性のある監視・監督の在り方

【概要】

- 破産者等情報のインターネット掲載事案、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」事案、転職先へのデータベースのID・パスワードの不正提供事案等、個人情報不適正に利用される事案や、同一事業者が繰り返し漏えい等を起こしている事案が発生している。こうした悪質・重大な事案に対する厳罰化、迅速な執行等、実効性のある監視・監督の在り方を検討する。

【検討の視点（例）】

- ① ヒューマンエラーのような過失による漏えい等事案が多い一方で、非常に大規模な漏えい等事案等、重大な個人の権利利益の侵害に繋がるケースも発生しているところ、従来の指導を中心とした対応にとらわれない、より実効性のある監視・監督の在り方を検討すべきではないか。
- ② 重大な事案や、故意犯による悪質な事案を抑止するための方策を検討すべきではないか。また、そのための関係省庁等との連携の在り方を検討すべきではないか。
- ③ 個人の権利利益の保護のため、重大な漏えい等事案の状況をどのように把握し、適切な執行につなげていくべきか検討すべきではないか。

(参考) 検討の方向性③

3. データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

【概要】

- 個々の事情や特性等に配慮した政策検討が進む等、健康・医療、教育、防災、こども等の準公共分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが強い。こうした中、政策の企画・立案段階から関係府省庁等とも連携した取組を進める等、個人の権利利益の保護を担保した上で、適正な個人情報等の利活用を促す方策を検討する。

【検討の視点（例）】

- ① 公益性の高い各分野における個人情報の利活用において、こういったケースであれば公益性が高いと考えられるか、またどのような個人情報の取扱いであれば安全性が担保できるか等の判断を、どのように行っていくべきか検討すべきではないか。また、あるべき関係府省庁等との連携体制についても検討すべきではないか。
- ② 我が国として、適切な個人の権利利益の保護を図った上で、国際的に、より円滑なデータの流通を実現するためには、こういった制度的課題があり、またどのような国際的な枠組みにおいて議論を進めていくべきか。
- ③ 個人の権利利益の保護を担保した上での個人情報の利活用を促進するために、民間事業者等の取組を促す動機付けの仕組みや支援はどのようにあるべきか。

現在の主な議論状況の紹介

日付	テーマ	論点
3月6日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方①	- 生体データの取扱い - 代替困難な個人情報取扱い事業者の取扱い - 不適正取得・不適正利用 - 個人関連情報
3月22日	実効性のある監視・監督の在り方①	刑事罰、課徴金制度
4月10日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②	- こどもの個人情報等 - 団体訴訟制度（差止・被害回復）
4月24日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③	オプトアウト届出事業者に係る規律
5月15日	データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方	- 本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方 - PIAの制度化等 - 個人データの取扱いに関する責任者 - データガバナンス
	実効性のある監視・監督の在り方②	漏えい等報告及び本人通知の在り方

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①）

生体データの取扱いに係る規律の在り方

【生体データの取扱い】

Q: 生体データの取扱いについて一般の個人データと異なる特別の規律を設けるべきか、仮に設けようとした場合にどのような規律を設けるべきかが論点

- ✓ 「生体データや個人関連情報などについては、個人の権利利益の保護の観点で重要な要素と理解しているが、その一方で、これまでのヒアリングでも、**新たな定義を追加することには慎重な意見も多かったものと認識**」「犯罪予防などの取組が適切に行われるとともに、事業者の自主的な取組を促進するような現実的な方策をよく検討していただきたい」(議事概要抜粋)
- ✓ 「**生体データに関する論点については、第三の類型を設けず、要配慮個人情報に含める、あるいは、それと同等の扱いをするのが適切ではないか。**これにより、グローバルな考え方、あるいは、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインとの整合性を取ることにつながる。」(議事概要抜粋)
- ✓ 「**定義を新たに設けることについて、定義が EU 等では統一されていることを踏まえた議論も必要**」(議事概要抜粋)

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①）

代替困難な個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いに係る規律

【代替困難な事業者への規律】

Q: デジタル・プラットフォーム事業者、与信事業者、雇用主など、本人にとって個人情報取扱い事業者の提供するサービス等が他の事業者により代替困難な場合、特別な規律を設けるべきか、仮に設けるとした場合、どのような規律を設けるべきかが論点

- ✓ 「代替困難な事業者への規律の在り方に関して、プラットフォームなどの事業者に対する海外の執行事例に見られるように、特に代替困難な事業者については、同意の有効性に問題が内在しているように思う。同意の典型的な方法として、オンラインでチェックボックスをクリックさせるといった同意の取り方が典型的であるが、選択オプションの外形は取られていても、慣行的に形骸化している場合や、本人には分かりにくく実際は選択が限定的な場合も見受けられると思う。GDPRでは、同意の撤回も規定されている。効力について、期間性も含めた規律の在り方について検討が必要ではないか。なお、これらの同意に内在する問題は、代替困難な事業者にとどまらなないと考えられ、より広い観点から検討いただきたい」(議事概要抜粋)

→PF規制の議論？同意の精緻化の議論？

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①）

不適正取得・不適正利用に係る規律

企業・団体名	多数の破産者等の個人情報を個人情報保護法に反して取り扱っているウェブサイトの運営者	関西電力株式会社 九州電力株式会社 東北電力株式会社 中部電力ミライズ株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社	有限会社ビジネスプランニング
対応日	2022年11月2日	2023年6月29日	2024年1月17日
問題となった取扱い	・上記ウェブサイトでは、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人の氏名及び住所といった個人データ（個人情報）が、不特定多数の者による当該個人に対する財産的・人格的差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されていた。	・関西電力株式会社は、電気事業法第23条の3において禁止されているにもかかわらず関西電力送配電株式会社に依頼し、同社から、新電力（＝新規参入の小売電気事業者）の顧客情報を含む個人データを取得した。 ・九州電力株式会社は、同法の趣旨に違背するにもかかわらず、九州電力送配電株式会社から、新電力顧客情報を含む個人情報を取得した。 ・東北電力株式会社は、東北電力ネットワーク株式会社から、同社による提供行為が同法第23条第1項第2号等に違反するにもかかわらず、新電力顧客情報を含む個人情報を取得した（中部電力ミライズ株式会社以下も同様。）。	・販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと認識していたにもかかわらず、意図的に販売先での名簿の用途を詳しく確認せず、転売屋に名簿を販売した。
行政上の対応	・個人情報保護法第145条第2項に基づき、ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止することを求める命令を発出した。 注：上記命令にもかかわらず、正当な理由なく上記命令に係る措置がとられなかったため、2023年1月11日、個人情報保護法が定める罰則に抵触しているものとして、関係捜査機関への告発を実施した。	・個人情報保護法第147条に基づき、個人情報の適正な取扱いについて、全社的に総点検を実施し、必要に応じて改善策を講ずることを内容とする指導を行った。	・個人情報保護法第147条に基づき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて、代表取締役を含む役員及び従業員に、個人情報の適正な取扱いを周知徹底することを内容とする指導を行った。

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①）

不適正取得・不適正利用に係る規律

【不適正利用・不適正取得】

Q: 不適正取得・不適正利用に対する規律について、事業者の予測可能性を高める観点からガイドライン等に明記し、規制範囲の明確性を高めるか、その場合にどのような事例を記載することが適切かが論点

✓「不適正利用、不適正取得については、事業者による予測可能性を高める観点からの検討を行っていくことが適当である。その際、本日、事務局から国内の裁判例等の紹介もあったが、民法上の不法行為に該当するような事例をどこまで幅広く個人情報保護法上の規制対象とするのかという点を踏まえて検討すべき」(議事概要抜粋)

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①）

個人関連情報の適正な取扱いに係る規律

【個人関連情報の取扱い】

Q: 個人関連情報の取扱いについて特別の規律を設けるべきか、仮に設けるとした場合、どのような規律を設けるべきかが論点

- ✓ 「生体データや個人関連情報などについては、個人の権利利益の保護の観点で重要な要素と理解しているが、その一方で、これまでのヒアリングでも、新たな定義を追加することには慎重な意見も多かったものと認識している。犯罪予防などの取組が適切に行われるとともに、事業者の自主的な取組を促進するような現実的な方策をよく検討していただきたい」（議事概要抜粋）

3年ごとに見直し（実効性のある監視・監督の在り方①）

刑事罰の在り方

【法定刑の検討・不正取得行為の刑罰化】

- ✓「**現行の個人情報保護法第179条は個人情報取扱事業者における個人情報データベース等の不正提供等罪を規定しているが、その根拠として、個人情報データベース等の利用価値が高いことが前提にある。しかし、まとまったデータベースでなくとも、個人情報の不正取得による重大な人権侵害を及ぼすケースが、事務局からの説明にあったように、起きている。したがって、不正取得行為を刑罰の対象とすることが考えられる**」(議事概要抜粋)
- ✓「**個人情報データベース等不正提供等罪の法定刑について、現実には発生している事案における個人の権利利益への影響等も踏まえ、類似の行為に係る罰則の法定刑にも目配りしつつ、十分な抑止力を有するかという観点からさらに検討を深めるべき**」「**直罰規定の対象となる行為の範囲について、個人情報が不正に取り扱われた悪質事案を過不足なく対象とし得るのかという観点から、現実には発生している事案等を踏まえ検討を行っていくことが適当**」(議事概要抜粋)

→法定刑のさらなる見直し(厳罰化)?、新たな罰則類型(不正取得)の新設?

3年ごとに見直し（実効性のある監視・監督の在り方①）

課徴金制度の導入

【令和2年改正時の議論】

①個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理（平成31年4月25日）（抜粋）

第5節 ペナルティの在り方

- …課徴金の導入や罰則の引上げなどのペナルティ強化については、個人の権利利益の保護に資するとの見方がある一方で、事業者の過度な萎縮を招き、ひいては創意工夫や技術革新の果実を国民が十分に享受できなくなる可能性があるとの見方もあり、ペナルティの相当性についての比較衡量が必要である。
- 課徴金制度について導入を求める意見もあるが、我が国他法令における立法事例の分析も併せて行う必要がある。また、目的達成のための手段として、罰則の強化や、勧告措置や外国当局との執行協力で担保されている現行の域外適用の仕組みでは果たして不十分なのか、罰則とは別に課徴金を導入する必要があるのかについても、様々な観点から検討する必要がある。

②個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直し 制度改正大綱（令和元年12月13日）（抜粋）

第8節 継続的な検討課題（課徴金制度）

- 課徴金制度の導入については、ペナルティ強化の一環としてこれを求める意見がある一方で、中間整理の意見募集等では、経済界等から反対の意見が寄せられた。
- 課徴金制度は、違反行為を行った事業者に経済的不利益を課すことにより、違反行為を事前に抑止することを目的とする制度である。現行法は、最終的な実効性確保の手段として刑事罰のみを予定しているところ、課徴金制度は、刑事罰の限界を補完し、規制の実効性確保に資するものである。
- 特に域外適用を受ける外国事業者の違反行為に対しては、国内事業者と同様に法執行を行う必要があるところ、課徴金制度は、外国事業者に対する有効な法執行手段となり得る。
- また、諸外国の個人情報保護法制において、違反行為に対して、高額な制裁金を課すことによって規制の実効性を確保している例がある。
- 他方、国内他法令における課徴金制度は、不当利得を基準として課徴金を算定している例が多く、我が国の法体系特有の制約があることから、法制的な課題もある。
- 課徴金制度の導入については、我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくものとする。

③個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年6月4日参議院内閣委員会）（抜粋）

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用に際し、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 八 違反行為に対する規制の実効性を十分に確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討を行うこと。

3年ごとに見直し（実効性のある監視・監督の在り方①）

課徴金制度の導入

【課徴金制度】

- ✓「課徴金について、政策目的達成のために、多様な行政処分的手段として課徴金を導入することを検討すべきではないか。不当に得た利得に限ると、経済的に測定可能な利益に限定される。しかし、現実には、適切な措置をとらなかったことにより、人権侵害等の経済的には測定が難しい被害も起きている。このような場合には、不作為による節約額を基準値として、故意・過失等を勘案して課徴金を算定することを検討すべきでないか」（議事概要抜粋）
- ✓「課徴金制度については、多くの領域で既に導入されているので、国内の他法令における課徴金制度に関する理解を深める観点から、有識者に対するヒアリングを行うことが適当」（議事概要抜粋）

→課徴金の法的性質の議論、課徴金額の算定、課徴金減免制度の議論？

3年ごとに見直し（実効性のある監視・監督の在り方①）

課徴金制度(及び後述の団体訴訟制度)の導入については、経団連、経済同友会、新経連、日本IT団体連盟、Fintech協会、シェアリングエコノミー協会、プライバシーテック協会に猛烈に反対されている。

要望⑤：課徴金および団体訴訟制度の導入反対

【現状／課題】

- 個人情報取扱事業者は個人情報保護法を遵守（法第148条に基づく命令が発出された事例は殆どなし）
- 然るに、今般の3年ごとに見直しに向けた検討においては、課徴金および団体訴訟制度の導入も議論の俎上に上っているところ

【要望】

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を萎縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②）

こどもの個人情報等に係る規律の在り方

- 現行の個人情報保護法上、こどもの個人情報の取扱い等に係る明文の規定はない。
- ただし、施行令、ガイドライン、Q&Aにおいて以下の記載がある。

代理人による開示等の請求等

個人情報保護法第32条第2項以下の開示等の請求等については、未成年者の法定代理人によってすることができるとしている。

【個人情報保護法】

（開示等の請求等に応じる手続）

第三十七条（略）

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

【個人情報保護法施行令】

（開示等の請求等を行うことができる代理人）

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

本人の同意（本人がこどもの場合）

「本人の同意」を得ることが求められている場面（目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供等）について、以下のとおり、一般的には12歳から15歳までの年齢以下のこどもの場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】

2-16（一部抜粋）

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。…なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者…が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A】

Q&A 1-62（一部抜粋）

法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②）

こどもの個人情報等に係る規律の在り方

【こどもの個人情報の取扱い】

- ✓「こどもの個人情報の取扱い等に係わる明文化が重要ではないかと考える。その際、こどもの個人情報等の取扱いに関しては、こどもの権利利益の保護のために検討の視点や考え方を明確にした上で、本人同意や情報提供等、実質的な保護の在り方を検討すべき」（議事概要抜粋）
- ✓「上乗せ規律に関して、こどもの個人情報が取り扱われる利用目的に着目して規律を講じるのも有効ではないか。特に、こどものデータを利用する場合における利用目的の特定で追加のハードルを設け、適切な取扱いを促すことが考えられる。」（議事概要抜粋）
- ✓「規制が必要な局面は二つあると考える。一つは、こどもが直接アクセスする可能性がある製品やサービスを提供する事業者に係る規制。ここでは責務規定として、こどもの利益を最優先して、透明性を確保する、具体的にはこどもがアクセスする可能性を念頭に明瞭な言葉で説明する、PIAの定期的な実施、年齢に応じた保護措置を求め、その上で高レベルのプライバシー保護を求めるべき。」「二つ目は、収集されたこどもの個人情報の利用に関する規定。これも責務規定として、第19条の不適正利用の禁止の上乗せとして、特別な保護と配慮が必要であることを追加すべき。また、こどもに限らず社会的弱者に準用することもあり得るのではないか。その上で、プロファイリングの年齢規制など、例外的な禁止規定を置くことが考えられる。」（議事概要抜粋）

→ルールの上乗せ？

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②）

団体訴訟制度

【差止請求】

- ✓ 適格消費者団体による差止請求は、制度の運用が開始された平成19年6月から令和5年3月31日までの間に966件行われ、うち85件の差止請求訴訟が提起されている。
- ✓ なお、**現行の個人情報保護法には、適格消費者団体の差止請求についての規定は設けられていない。**また、**差止請求を行うのに必要な適格性を有する団体を認定する制度も設けられていない。**もっとも、適格消費者団体が事業者に対し、法令上の差止請求権の行使とは別に、個人情報の取扱いの改善を求めた例がある。

【被害回復】

- ✓ 令和6年1月12日現在、特定適格消費者団体は全国に4団体あり、消費者裁判手続特例法（以下「特例法」）が施行された平成28年10月1日から令和6年1月12日までの間に、7件の被害回復に係る訴訟が提起されている。
- ✓ なお、**個人情報取扱事業者が個人情報保護法上の義務に故意に違反した場合における慰謝料請求は、特例法の要件を満たし得ると考えられる一方、個人データの漏えい等が発生した場合における慰謝料請求等は、直ちには特例法の要件を満たさないと考えられる。**また、個人情報取扱事業者が個人情報保護法上の義務に違反した場合における損害賠償請求のうち、**「消費者契約に関する」請求ではないものは、特例法に基づく被害回復の対象とはならない**（特例法第3条第1項柱書参照）。

3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②）

団体訴訟制度

➤ 差止請求・被害回復に共通する課題

- ・ 専門性の確保（個人情報保護法に精通した人材を各適格消費者団体が確保しているとは限らないため、研修等の実施や、制度導入初期段階での専門家確保のための施策が必要と考えられる。）
- ・ 端緒情報等の共有・立証等における考慮（個人情報保護委員会が取得している情報のうち重大案件と考えられるものについて、事業者名を特定して団体に提供できると、制度が効果的に機能すると考えられる。また、事業者の応答を促す仕組み等についても検討すべき。）
- ・ 報告、監督窓口の一本化（年次の報告先等が2箇所となれば団体の負担となる。）
- ・ 資金を含む団体への援助（適格消費者団体は限られた資金の下ボランティアベースで運営されている団体が大多数。）

➤ 被害回復に特有の課題

- ・ 個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は典型的な少額大量被害事案となる（過去の裁判例を見る限り、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。これら少額被害事例では、被害者が制度に参加するための費用負担の方が賠償額より大きくなる可能性が高く、また、被害回復業務に従事する特定適格消費者団体も、被害者から支払いを受ける報酬額だけでは回復業務に要する費用を賄えない可能性が高い。情報漏えい事案等における被害回復を実効化するために、請求を集団化することは有効な手段ではあるが、これだけでは対策として不十分。）
- ・ 立証上の問題（仮に個人情報漏えいの事案において、被害回復制度が活用される場合、個人情報保護委員会による勧告・命令が先行するケースが多いと予想される。この場合、当該事業者に関し個人情報保護委員会が有している情報に、特定適格消費者団体の十分なアクセスが確保されることが必要であり、消費者裁判手続特例法第96条と同様の規定の創設が求められる。）

（参考）「（特定）適格消費者団体の活動について（消費者支援機構関西）」（第268回個人情報保護委員会・資料1-1）

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②）

団体訴訟制度

【団体訴訟制度】

- ✓ 「団体訴訟制度については、差止請求と被害回復のうち、差止請求はこれまでに問題となった指導の案件のように、事業者が不特定かつ多数の個人情報をも不適切に扱う場合において馴染むものではないか。行為そのものを停止させるという点では非常に効果的である。資料でも課題が多く挙げられているが、適格消費者団体と個人情報保護委員会の連携・情報共有の仕組みを構築することで克服できるのではないかと。当面の対象は利用停止請求が認められる違反行為に限って規律を設けるべきと考える」(議事概要抜粋)
- ✓ 「個人情報保護法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、団体による差止請求や被害回復請求の枠組みは有効な選択肢となりうるものである。このうち、差止請求については、差止請求の端緒となる情報の共有の在り方等の課題を踏まえつつ、継続して検討すべき」、「被害回復については、差止請求の課題に加え、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求が少額・大量被害事案となることから、資金面の課題がさらに大きな課題となることも踏まえた検討が必要である。その際には、関係者等からの意見も聴きつつ、検討していくことが重要である」(議事概要抜粋)

(再掲) 3年ごとに見直し(実効性のある監視・監督の在り方①)

課徴金制度(及び後述の団体訴訟制度)の導入については、経団連、経済同友会、新経連、日本IT団体連盟、Fintech協会、シェアリングエコノミー協会、プライバシーテック協会に猛烈に反対されている。

要望⑤: 課徴金および団体訴訟制度の導入反対

【現状／課題】

- 個人情報取扱事業者は個人情報保護法を遵守(法第148条に基づく命令が発出された事例は殆どなし)
- 然るに、今般の3年ごとに見直しに向けた検討においては、課徴金および団体訴訟制度の導入も議論の俎上に上っているところ

【要望】

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を萎縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③）

オプトアウト届出事業者に係る規律の在り方

【平成27年改正】

- 平成26年に、大手通信教育会社から委託を受けてその顧客情報等を管理していた会社の従業員が、当該顧客情報等を持ち出した上、これを名簿業者に売却し、多額の金を入手するという事案が発生した。
- また、同事案においては、名簿業者が個人データをさらに販売し別の名簿業者にも拡散していたところ、実際にはこのような状況を本人が十分に認識できていなかったことが明らかとなった。
- そこで、不正に取得された個人情報、名簿業者等に転売されることを防止するため、第三者から個人データの提供を受ける際には、取得の経緯を確認することとされた。
- また、委員会による監督を強化するとともに、（現行）法第27条第2項所定の事項を事前に本人が容易に知り得る状態を確保するため、オプトアウト届出事業者は一定の事項を個人情報保護委員会に届け出ることとし、個人情報保護委員会がこれを公表することとされた。

【令和2年改正】

- オプトアウト届出事業者のうち、大半が業として名簿の販売を行う者（いわゆる「名簿屋」）であり、名簿屋が販売する名簿を構成する個人情報の大半が一般の第三者又は他のオプトアウト届出事業者からの提供を受けて取得されていること、また、一部の届出事業者において、第三者提供を受ける際の確認義務が履行されていなかったことから、不正に持ち出された名簿等が取得されている実態がうかがわれた。
- そこで、不正取得された個人データをオプトアウト規定によって提供することが禁止された。
- また、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用が禁止された。

3年ごと見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③）

オプトアウト届出事業者に係る規律の在り方

【SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン】

- ✓ 犯罪者グループが高齢者等の資力等に関する個人情報を用いて犯行を実行しており、いわゆる「闇名簿」対策の強化が求められる。
- ✓ 個人情報を悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等にごこうした名簿を提供する悪質な「名簿屋」、さらに個人情報を不正な手段により取得して第三者に提供する者に対し、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することとされた。

【実態調査の実施】

- ✓ オプトアウトにより個人データを提供するにあたって、提供先が提供を受けたデータを「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」で利用しないことを確認していないとの回答が約3割。
- ✓ オプトアウトによる個人データを提供するに当たり、提供先に対して、本人確認手続等を実施していないとの回答が約3割。

【頻度の多い質問・相談】

- ✓ **個人情報保護法上、名簿の販売が許容されていること自体、問題ではないか。**
- ✓ 名簿業者に名簿の入手先・取得元を問い合わせたり、第三者提供記録の開示を求めたりしても、拒否された。／名簿業者から名簿の入手先・取得元を把握していないと回答された。／名簿業者が届出書記載の取得方法では取得できない情報を保有していた。
- ✓ 提供停止を求めるための連絡先が不明であったり、連絡しても繋がらなかった。／提供停止を求めても、電話を切られたり、直ちに停止してもらえなかった。／提供停止を求めたところ、一旦は停止してもらえたが、その後提供が再開されていた。
- ✓ 提供停止や削除を求めたところ、応じる条件として他の個人情報の提供、他のサービスへの登録、手数料の支払いを求められた。

3年ごとに見直し（個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③）

オプトアウト届出事業者に係る規律の在り方

【オプトアウト届出事業者の義務の追加】

- ✓「オプトアウト届出事業者は個人情報の第三者提供を目的とする事業者のため、**個人情報**の取扱いに、より高度の注意義務を課す必要があるのではないか。具体的には、**届出事項**の追加として、事業者の連絡先、本人の認識を確保する方法の追加が考えられる。もう一つは、**確認記録義務**を追加し、**データ取得時には、不正の手段で取得したデータでないことを確認した方法を、データ提供時には、不適正利用に該当しないことを確認した方法を、**事業者**に説明させることが必要ではないか。**」(議事概要抜粋)
- ✓「オプトアウト制度について、いわゆる闇名簿問題への対応、不正に持ち出された名簿の取扱いに係る問題等の防止及び本人の権利行使の機会のより実質的な確保の観点から、**提供先の身元や利用目的、取得の適法性の確認、本人に対する通知等について、どのような制度の在り方があり得るか、罰則も含め、実効性ある規律となるように、更に検討を深めるべきではないか。**」(議事概要抜粋)

3年ごとに見直しに対する意見

要望①: 個人情報等の定義の明確化

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「個人情報」「個人データ」「個人関連情報」「保有個人データ」「匿名加工情報」「仮名加工情報」等、複数の定義が乱立
- 取扱事業者等は、「個々の情報がどれに該当するか」「規律の何が重複し、何が違うのか」など、必要な対応の峻別・判断に苦慮。取扱いに当たって混乱が発生
- 加えて、先般の改正電気通信事業法において、特定利用者情報に関する規律等も創設されるなど、一つの情報に複数のラベリングがなされている場合、管理が煩雑になり、理解も困難

【要望】

- 個情委は、国民・利用者の視点に立って、一層複雑に錯綜する「個人データ」等の定義を整理、明確化すべき

2

要望②: 「3年ごとの見直し」について

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「3年ごとの見直し」が規定
- 3年というスパンで、アセスメントが不十分、あるいは規制対応に追われ利活用が進まないまま、新たな規制が追加され、実質的に利活用ではなく規制強化のみが繰り返されることを懸念

【要望】

- 機械的に「3年ごとの見直し」を行うのではなく、「3年後めどの見直し」とすべき
- そのうえで、まず法改正・規制強化ありきではなく、累次の法改正施行状況に関するアセスメントを徹底し、その結果を踏まえた見直しの要否も含め、透明性の高い検討を前広に進めるべき

3

要望③: 漏えい等報告等の負担軽減

【現状／課題】

- 漏えい等報告の目的と効果が不明
- 事業者は、漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否か判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生

【要望】

- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らしつつ、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込むなど、現在の報告・通知の在り方を見直すべき

4

要望④: 本人同意を要しない第三者提供・利活用

【現状／課題】

- 同意取得の例外が認められる範囲が極めて限定的。契約履行・不正利用防止・公益等が目的でも本人同意が求められることから、データ利活用を著しく阻害

【要望】

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報を保護する制度の在り方も検討すべき

5

3年ごとに見直し（データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方）

本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方

資料1-3 医療情報の利活用の促進と個人情報保護（東京大学 森田名誉教授）（抜粋）

- 個人情報の保護に限らず、医療データの積極的な利活用を図るための基準・手続等を定めるために、利活用を目的とした**特別法（特例法）**の制定を検討すべき
- 個人情報保護法との関係
 - 個情法の適用を受けない異なる体系の法を制定するのではなく、個情法に定める法令上の根拠として「生命、身体、財産保護」「公衆衛生」「学術研究」を上記の出口規制の趣旨を反映した同意を不要とする場合として具体化・明確化する
 - 個情法の改正が必要な場合には、次期および次々期見直し期に検討
- 次世代医療基盤法との調整
 - 二次利用の制度として制定され、改正された次世代医療基盤法については、同様に3年後の見直しを機に、特別法に統合すべき

資料1-4 医療・医学系研究における個人情報の保護と利活用（早稲田大学 横野准教授）（抜粋）

- 個情法との適合性を重視した現在の倫理指針では、学術研究機関に該当する機関に適用されるルールとそれ以外の機関（一般病院・企業等）に適用されるルールに差異があり、研究開発推進の阻害要因となっていると指摘されている
- なお、現行法では、学術研究機関に該当しない機関では自機関内での利用目的の変更より他の学術研究機関への提供の方が要件が緩やかな状態となっており、個人情報の取り扱いの安全性の観点からは均衡を欠いているように思われる
- 現状では、公衆衛生例外の活用を通じて産学のルールの差異の解消が図られている。倫理指針の運用においては従来、公衆衛生例外を根拠とすることに慎重な姿勢が一般的であった背景もあり、Q&Aで示された公衆衛生例外の解釈に依拠して研究目的でのデータ利用を安定的に行うかについては懸念がある
- 上記のような経緯を通じて、個情法の定める一般ルールは医学系研究—ひいては医学研究倫理上の要請—にかならずしも適合しないことが改めて確認されたと考える。とくに個情法の学術研究目的および学術研究機関の解釈や学術研究機関とそれ以外の機関の区別は医学系研究の実情には合致しにくい

3年ごと見直し（データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方）

PIAの制度化等・個人データの取扱いに関する責任者の制度化等

PIAの制度化・普及に向けた支援

- PIAについては、現状、個人情報保護法上の規定はなく、民間における自主的な取組として実施を推奨し、支援している。
- 今後も自主的な取組という枠組みを維持しつつ、その取組を一層促進させるべきか。あるいは、何らかの法規規範性を認めるべきか。
仮に法規規範性を認める場合、一律に適切な評価項目・評価手続等を規定することができるか。
- PIAの位置付けをどう設定すべきか。仮に個人情報保護法上の規律の遵守を確保するための手段として考える場合は、すでに各規律が直接的に事業者の義務とされていることとの関係でどう整理すべきか。

個人データの取扱いに関する責任者の制度化・普及に向けた支援

- 個人データの取扱いに関する責任者の設置については、現状、ガイドライン（通則編）において、個人情報保護法第23条に定める個人データの安全管理措置である「組織体制の整備」の手法の一つとして位置付けられている。
- 事業者によって事業規模や取り扱う個人データの量・質などが様々である中、組織体制の整備の手法についてどの程度の柔軟性を残すことが適当であるか。
- 責任者の設置への対応可能性をどう評価するか。また、責任者の資格要件についてどう考えるか。

→DPO協会との関係では、重要な論点。※(参考)電気通信事業法の特定利用者情報統括管理者(第27条の10)

3年ごとに見直し（実効性のある監視・監督の在り方②）

漏えい等報告及び本人通知に係る現行の規律

- 漏えい等の原因は、誤交付、誤送付等のいわゆるヒューマンエラーによる事案が多いものの、不正アクセスによるものも一定程度存在する。不正アクセスを原因とする事案の中には、100万人を超える個人データの漏えいのおそれが生じたものもあった。

（令和4年度）

件数（割合）	原因			
4,217件 (100%) (注)	誤交付	誤送付	誤廃棄	紛失
	2,485件 (58.9%)	801件 (19.0%)	34件 (0.8%)	207件 (4.9%)
	盗難	内部不正	不正アクセス	その他
	42件 (1.0%)	17件 (0.4%)	366件 (8.7%)	265件 (6.3%)

（注）令和4年度の漏えい等事案に関する報告（総数7,685件）のうち、直接委員会に報告されたもの（委員会直接受付分）の件数である。

- 報告義務該当事由の件数及び割合は以下のとおり。

（令和4年度）

件数（割合）	報告義務該当事由			
4,217件 (100%) (注1、2)	要配慮個人情報を含む	財産的被害が生じるおそれ	不正の目的をもって行われたおそれ	本人数1,000人超
	3,584件 (85.0%)	56件 (1.3%)	469件 (11.1%)	271件 (6.4%)

（注1）令和4年度の漏えい等事案に関する報告（総数7,685件）のうち、直接委員会に報告されたもの（委員会直接受付分）の件数である。

（注2）1つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

1. 最近の執行事例

2. いわゆる3年ごと見直しの議論

2.1 3年ごと見直しとは

2.2 現在議論されている論点

2.3 今後の影響

※ 本日の講演内容については当方の個人的な見解であり、これまで所属の組織の見解と必ず一致するものではありません。

保護の観点
(検討の方向性①)

The diagram consists of a horizontal black line acting as a fulcrum. Above the line, on the left, is an orange oval containing the text '保護の観点 (検討の方向性①)'. On the right is a blue oval containing the text '利活用の観点 (検討の方向性③)'. Below the line, centered, is a yellow arrow pointing upwards towards the fulcrum. At the bottom of the arrow is a grey rounded rectangle containing the text '監視・監督の観点 (検討の方向性②)'.

利活用の観点
(検討の方向性③)

監視・監督の観点
(検討の方向性②)

(再掲) 現在の主な議論状況の紹介

日付	テーマ	論点
3月6日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方①	- 生体データの取扱い - 代替困難な個人情報取扱い事業者の取扱い - 不適正取得・不適正利用 - 個人関連情報
3月22日	実効性のある監視・監督の在り方①	刑事罰、課徴金制度
4月10日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方②	- こどもの個人情報等 - 団体訴訟制度（差止・被害回復）
4月24日	個人の権利利益のより実質的な保護のあり方③	オプトアウト届出事業者に係る規律
5月15日	データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方	- 本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方 - PIAの制度化等 - 個人データの取扱いに関する責任者 - データガバナンス
	実効性のある監視・監督の在り方②	漏えい等報告及び本人通知の在り方

IKEDA & SOMEYA

COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

www.ikedasomeya.com